

# 障害のある児童が通う地域の学校への支援事業 実施要領

## 1 目的

障害のある児童が通う地域の学校への支援事業実施要綱に定める目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

## 3 実施期間

申し込み: 令和8年6月～12月末まで

必要に応じての再相談・再評価: 令和9年1月～3月頃

## 4 事業対象

県内小中学校の特別支援学級の担当教諭および特別支援教育コーディネーター

## 5 申込手順

### (1) 保護者の了解を受託、事業申込み

- ① 医療機関の受診の有無を確認し、保護者の了解を得る。
- ② 学校から滋賀県立リハビリテーションセンター（077-582-8157）へ連絡。
- ③ 学校から必要書類をあわせ郵送にて申込み。

### (2) 必要書類について

- ① 児童生徒が定期的にリハビリテーション科を受診していない場合  
「障害のある児童が通う地域の学校への支援事業」申込用紙(様式1)

- ② 児童生徒が定期的にリハビリテーション科を受診している場合  
医療機関との連携を最優先とし、家族が同意する場合

家族が「医療情報の共有についての同意書」(様式2)に署名・押印。  
家族が通院時などに同医療機関の担当セラピストに「医療機関からの情報提供書」(様式3)を記入してもらい、申込用紙(様式1)、同意書(様式2)と合わせて学校から郵送。  
※同意が得られない場合、相談内容により様々なリスクが生じる可能性があるため、事業が行えない場合がある。

## 6 実施について

### (1) 情報の聞き取り

必要に応じて学習環境や困りごと、適応状況等を含めた課題等の詳細を、メールや電話により聞き取りを行う。

### (2) 日程調整

原則、先着順により、申込内容を検討し採択の連絡を行う。

応募多数となった場合、実施方法の検討を含め協議の機会を検討する。

### (3) 具体的方法の検討と提案

現状の身体機能や能力の評価を行い、疾患や障害特性を踏まえ、それに応じた課題の抽出、環境調整、今後獲得が期待される能力や引き出す方法、代替手段等を活用した参加の機会の拡大等を共に検討する。

地域資源等も活用した余暇活動の情報提供や医療機関との連携強化の支援を行う。

### (4) 方法

学校訪問あるいは Web システムを用いて行う。

### (5) 学校への提案

滋賀県立リハビリテーションセンターより(様式6)をレターパックライトで郵送する。  
(訪問後2～3週間程度)

### (6) 医療機関との共有

リハビリテーション科への定期受診がある場合、学校での課題および検討内容等を、医療機関への情報提供書(様式5)により医療機関と共有し、学校との連携強化の支援を行う。

### (7) 学校からの報告

提案した内容を2か月程度実践した後、対象者はその実施報告書(様式4)を提出する。

### (8) 年度内の再実施

提案内容を実践し、不具合などがあれば当センターは再度訪問等を検討する。

(9) 報告

滋賀県立リハビリテーションセンターは、実施翌年度に滋賀県教育委員会特別支援教育課および訪問学校所管の市町教育委員会に報告する。

7 協力・連携機関

滋賀県教育委員会特別支援教育課、市町教育委員会

8 留意事項

- ※ 1回につき児童生徒は最大2名までとする。
- ※ 保護者や関係機関からの情報は担当教諭や特別支援教育コーディネーターが事前に収集しておく。
- ※ 保護者への説明は担当教諭、特別支援教育コーディネーターが行う。
- ※ 申込は事業実施日の1か月前を目処とする。
- ※ 感染症などの発生や流行など特殊な状況にある場合は当センターの判断のみで訪問を中止することがある。